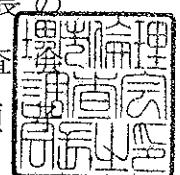


写

令和2年3月24日

堺市長 永藤 英機 様

堺市議会議員及び市長の
倫理に関する調査
会長 植松 順



令和元年資産等報告書等に関する審査の結果について

令和元年資産等報告書等の審査結果について、堺市長の倫理
に関する条例（平成18年条例第45号）第8条第4項の規定
に基づき意見書を提出いたします。

令和元年資産等報告書等に関する

意 見 書

堺市議会議員及び市長の倫理に関する調査会

第1 資産等報告書等の記入状況

審査を行なった報告者49人の資産項目ごとの記入状況は、次のとおりである。 (単位：人)

資産項目		記入あり	該当なし
資 産 等 報 告 書	土地	24	25
	地上権又は土地の賃借権	2	47
	建物	23	26
	その他の不動産	1	48
	預金・貯金(当座・普通)	39	10
	預金・貯金(定期等)	18	31
	金銭信託	3	46
	有価証券	0	49
	地方債証券	0	49
	社債券	0	49
	株券	6	43
	その他	1	48
	自動車、船舶、航空機及び美術工芸品	21	28
	日常生活の用に供しているものを除く動産	5	44
	ゴルフ場利用に関する権利	3	46
所 得 等 報 告 書	貸付金	6	43
	借入金	16	33
	現金	8	41
	その他の債権	49	0
	その他の債務	1	48
	事業所得	4	44
	不動産所得	5	43
	利子所得	0	48
	配当所得	2	46
	給与所得	48	0
分離課税に係る所得	雑所得	3	45
	譲渡所得	0	48
	一時所得	1	47
	山林所得	0	48
	分離課税に係る所得	2	46
	分離課税に係る所得	0	48

資産項目		記入あり	該当なし
所得等報告書	給与	48	0
	配当金	3	45
	利子	1	47
	賃貸料	5	43
	謝礼金	0	48
	その他	14	34
贈与により取得した財産	贈与により取得した財産	1	47
	利益の供与	3	45
	もてなし	0	48
報酬のないもの	報酬のあるもの	41	7
	報酬のないもの	28	20
	公職を退いた後の雇用に関する 契約その他取り決め	0	48
資産取引報告書	国債証券	0	48
	地方債証券	0	48
	社債券	0	48
	株券	3	45
	その他の有価証券	1	47
	先物商品	0	48
	不動産権益	4	44

※令和元年6月9日執行の堺市長選挙により選出された市長については、条例の規定により、資産等報告書のみを作成・提出しているため、資産等報告書とそれ以外の報告書における合計人数が異なっている。

第2 会議の経過

会議の開催年月日、開催場所及び審議の概要は、次のとおりである。

	開催年月日	開催場所	審議等の概要
第1回	令和元年 7月17日	市役所本庁	資産等報告書等の審査依頼 会長・副会長の互選 条例の趣旨・概要等の説明
第2回	令和元年 8月21日	市役所本庁	資産等報告書等の書面審査（議員分）
第3回	令和元年10月16日	市役所本庁	資産等報告書等の書面審査（議員分）
第4回	令和元年11月25日	市役所本庁	資産等報告書等の書面審査（議員分、市長分）
第5回	令和 2年 1月10日	市役所本庁	令和元年資産等報告書等に関する意見書作成の審議

第3 審査

1 審査方法

原則として、次の順序及び方法によって審査を行うものとした。

(1) 書面審査

委員各自が、事前に資産等報告書等の記載事項について比較対照を行い、疑問点を抽出し、調査会にて疑問点を出し合う。

ア 単年度関連項目の比較対照

[例] 利子と預金

配当金と株式取引

賃貸料と不動産

その他（事業収入）と営業用不動産・動産

不動産と不動産権益

地位と給与

イ 過年度における資産等報告書等の同一項目の比較対照

(2) 文書による説明依頼

上記の疑問点について調査会が必要と認める場合は、報告者に対し文書による説明を求める。口頭質問に対して文書による回答はこれに準じる。

(3) 疎明資料の提出依頼

上記の説明によってもなお疑問が残るときは、報告者にそのことを裏付ける資料の提出を求める。

(4) 事情聴取

上記の説明及び提出によってもなお疑問点が解明できないとき、及び上記の説明及び提出に応じないときは、調査会に報告者本人の出席を求め、報告者に対し、委員が質問をする。

なお、正当な理由なく事情聴取に応じなかった者については、その旨を意見書中に記載する。

(5) 留意事項

資産等報告書等の審査において疑問点が生じ、文書による説明、疎明資料の提出又は事情聴取を求める場合は、客観的な根拠を示して行う。

(6) 市民調査請求に係る調査

市民調査請求に係る調査については、上記に定める審査方法（取扱いに関する細目を含む。）に準じて行う。

(7) 補足説明資料の取扱い

資産等報告書等の審査の便宜を目的として、調査会に対し報告義務者から自発的に提出された補足説明資料については、審査の参考とする。

2 書面審査及び文書による説明依頼について

資産等報告書等の審査の第1段階としての書面審査及び第2段階としての文書による説明依頼については、次のとおり取り扱うものとした。

(1) 審査順序

ア 審査は、資産等報告書等綴の前から順番に行うものとする。

イ 委員である議員の審査については、後回しとし、書面審査の最後に行うものとする。

(2) 委員である議員の審査

委員である議員は、自己の資産等報告書等が審査される間、退席するものとする。

(3) 文書による説明依頼

表現方法及び公平の見地から必要な調整を加えたほうがよい場合は、書面審査終了後すべての報告者の指摘事項をまとめ説明依頼を行う。その必要がない場合は各報告者にそれぞれ文書による説明を求めるものとする。

なお、場合によっては文書による説明依頼に代えて、事務局を通じて報告者に対して口頭で照会し、その結果を事務局から報告させることができるものとする。

(4) 文書回答の審査

- ア 文書回答の審査の結果、必要と認めるときは、再度文書による説明を求めることができるものとする。
- イ 文書による説明を求められた者が正当な理由なく期限までに回答を提出しない場合は、文書回答を拒んだものとして次の段階の審査に移るものとする。
- ウ 文書による説明に代えて出席説明を求めた場合は、書面審査終了後に出席説明の機会を与えるものとする。

(5) 委員が市長又は議員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹である場合の審査

委員が市長又は議員の父母、祖父母、配偶者、子、孫、若しくは兄弟姉妹である場合、当該人の資産等報告書等が審査される間、退席するものとする。

3 疎明資料の提出について

資産等報告書等の審査の第3段階としての疎明資料の提出については、次のとおり取り扱うものとした。

(1) 疎明資料は、次のようなものとする。ただし、これらは例示であって、それぞれの事案については、倫理調査会の審議を通じて、個々具体的に決定するものとする。

- ア 無報酬証明書、給与支払証明書（収入関係）
- イ 取引内容証明書（有価証券関係）
- ウ 金銭消費貸借契約書、借用書（貸付金・借入金関係）
- エ 預貯金残高証明書（預貯金関係）
- オ 登記簿謄本、固定資産税評価証明書（不動産関係）
- カ 住民票、戸籍謄（抄）本
- キ 確定申告書（控）

(2) 疎明資料の提出に際しては、再度文書による説明を求めることが適当であると認める場合は、疎明資料の提出に先だって、先に提出した説明書を補充するための又は異なる角度からの説明を求めるものとする。

(3) 条例上報告義務のない項目及び部分については、疎明資料の提出を求めないものとする。ただし、場合によっては、状況説明を求めることができる。

(4) 疎明資料の提出については、審査の第2段階である文書による説明を終えた段階で特に疑問のある報告者に限って、提出を求めるものとする。

(5) 疎明資料の提出を求める場合は、提出を求める報告者に対し、必要に応じ疑問の内容及びその資料を必要とする理由を説明するものとする。

(6) 疎明資料の提出及び提出された資料の公開にあたっては、提出者及び第三者のプライバシーを尊重するように努め、審査上不必要的部分については、塗りつぶし等の措置をとるものとする。

(7) 疎明資料の提出に要した費用については、提出者の負担を軽減するための措置を別途検討するものとする。

第4 資産等報告書等に対する審査結果

報 告 者 名	審 査 結 果
1 加藤 慎平 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
2 育田 美栄 議員	所得等報告書中「2 前年中の収入」欄の記載漏れを指摘した。
3 中野 貴文 議員	所得等報告書中「2 前年中の収入」欄の記載漏れを指摘した。
4 上野 充司 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
5 藤井 輝子 議員	所得等報告書中「2 前年中の収入」欄の記載漏れを指摘した。
6 白江 米一 議員	関連会社等報告書中「1 報酬のあるもの」欄の記載漏れを指摘した。
7 小野 伸也 議員	所得等報告書中「2 前年中の収入」欄の記載漏れを指摘した。
8 広田 新一 議員	所得等報告書中「2 前年中の収入」欄の記載漏れを指摘した。
9 上田 勝人 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
10 游上 猛志 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
11 森田 晃一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
12 藤本 幸子 議員	関連会社等報告書中「1 報酬のあるもの」欄の記載漏れを指摘した。
13 西川 知己 議員	所得等報告書中「2 前年中の収入」欄の記載漏れを指摘した。
14 伊豆丸精二 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
15 木場 泰司 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
16 青谷 幸浩 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
17 的場 慎一 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
18 黒田 征樹 議員	調査会の指摘による訂正事項なし

報告者名	審査結果
19 信貴 良太 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
20 西川 良平 議員	資産等報告書中「1 土地」「3 建物」及び「7 有価証券」欄の記載誤りを指摘した。 (平成30年、令和元年)
21 池側 昌男 議員	資産等報告書中「1 土地」欄の記載誤りを指摘した。
22 大西 耕治 議員	所得等報告書中「1 前年分の所得」及び「2 前年中の収入」欄の記載漏れを指摘した。
23 田代 優子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
24 西 哲史 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
25 木戸田 圭 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
26 小堀 清次 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
27 石本 京子 議員	所得等報告書中「1 前年分の所得」欄の記載漏れを指摘した。
28 石谷 泰子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
29 西田 浩延 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
30 片岡 貴史 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
31 上木村 太一 議員	資産等報告書中「7 有価証券」欄及び資産取引報告書中「前年の資産の取引」欄の記載誤り及び記載漏れを指摘した。
32 三宅 達也 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
33 池田 克史 議員	資産等報告書中「7 有価証券」欄及び所得等報告書中「1 前年分の所得」欄の記載誤りを指摘した。
34 水之上 成彰 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
35 米田 敏文 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
36 池元 秀樹 議員	調査会の指摘による訂正事項なし

報 告 者 名	審 査 結 果
3 7 野里 文盛 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
3 8 山口 典子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
3 9 西村 昭三 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
4 0 大林 健二 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
4 1 芝田 一 議員	資産等報告書中「3 建物」欄の記載誤りを指摘した。(平成 30 年)
4 2 田渕 和夫 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
4 3 裏山 正利 議員	関連会社等報告書中「1 報酬のあるもの」欄の記載漏れを指摘した。
4 4 宮本 恵子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
4 5 吉川 敏文 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
4 6 吉川 守 議員	関連会社等報告書中「1 報酬のあるもの」欄の記載漏れを指摘した。
4 7 車乞 恵美子 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
4 8 長谷川俊英 議員	調査会の指摘による訂正事項なし
4 9 永藤 英機 市長	調査会の指摘による訂正事項なし

第5 条例第10条の規定に基づく市民の調査請求
なし

第6 資産等報告書等の提出遅滞、虚偽報告又は調査に協力しなかった等
なし

第7 報告もれがあった者の氏名とその内容（報告順）

青谷 幸浩

平成27年資産等報告書

- 8 本人が日常生活の用に供している自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
(取得価額が1,000,000円を超えるものに限る。)
(訂正前)

項目	種類	数量
自動車	普通自動車	1
以下余白		

(訂正後)

項目	種類	数量
自動車	普通自動車	1
自動車	軽自動車	1
以下余白		

龍田 美栄

令和元年所得等報告書

- 2 前年中の収入（金額が30,000円未満のものを除く。）
(訂正前)

収入の区分	出所	金額
給与	株式会社 MSB (役員報酬)	8,000,000 円
	以下余白	

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
給与	株式会社 MSB (役員報酬) 2019年3月31日退職	8,000,000 円
	以下余白	

中野 貴文

令和元年所得等報告書

- 2 前年中の収入（金額が30,000円未満のものを除く。）
(訂正前)

収入の区分	出所	金額
給与	医療法人優心会 大塚歯科医院 (給与)	1,920,000 円
	以下余白	

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
給与	医療法人優心会 大塚歯科医院 (給与) 2019年3月31日退職	1,920,000円
	以下余白	

藤井 輝子

令和元年所得等報告書

2 前年中の収入(金額が30,000円未満のものを除く。)

(訂正前)

収入の区分	出所	金額
給与	医療法人 慶祥会	849,877円
	以下余白	

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
給与	医療法人 慶祥会 2018年12月28日退職	849,877円
	以下余白	

小野 伸也

令和元年資産等報告書

1 土地

(訂正前)

所在	種別	面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺区砂道町1丁18番186	宅地	76.95 m ²	1,008,506円	
以下余白				

(訂正後)

所在	種別	面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺区砂道町1丁18番186	宅地	76.95 m ²	1,008,506円	賃貸有
以下余白				

令和元年所得等報告書

2 前年中の収入(金額が30,000円未満のものを除く。)

(訂正前)

収入の区分	出所	金額
給与	郵船港運株式会社(給与・賞与)	7,185,855円
	以下余白	

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
給与	郵船港運株式会社(給与・賞与) 2019年1月31日退職	7,185,855円
	以下余白	

廣田 新一

令和元年所得等報告書

2 前年中の収入(金額が30,000円未満のものを除く。)

(訂正前)

収入の区分	出所	金額
給与	日本図書輸送株式会社(給与)	6,337,318円
	以下余白	

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
給与	日本図書輸送株式会社(給与) 2019年2月28日退職	6,337,318円
	以下余白	

藤本 幸子

令和元年関連会社等報告書

1 報酬のあるもの

(訂正前)

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
該当なし		

(訂正後)

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
日本共産党大阪府委員会	大阪市天王寺区空堀町2-3-7	勤務員
以下余白		

上野 充司

令和元年資産取引報告書

前年の資産の取引(取引価額が300,000円以上のものに限る。)

(訂正前)

区分	取引の明細	期日	取引価額
不動産権益	該当なし		

(訂正後)

区分	取引の明細	期日	取引価額
不動産権益	大阪市北区天満2丁目6番2-507 不動産賃貸	30年1月1日～ 30年12月31日	ア
	大阪市北区天満2丁目6番2-902 不動産賃貸	30年1月1日～ 30年12月31日	イ
	大阪市北区中津3丁目1番2-1101 不動産賃貸	30年1月1日～ 30年12月31日	イ
	名古屋市東区東桜二丁目919番の306 不動産賃貸	30年1月1日～ 30年12月31日	ア
	大阪市東成区東小橋1丁目11番26-1002 不動産賃貸	30年1月1日～ 30年12月31日	イ
	大阪市東成区東小橋1丁目11番26-1004 不動産賃貸	30年1月1日～ 30年12月31日	イ
	京都市左京区山端橋ノ本町2番地4-403 不動産賃貸	30年1月1日～ 30年12月31日	ア
以下余白			

白江 米一

令和元年関連会社等報告書

1 報酬のあるもの

(訂正前)

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
該当なし		

(訂正後)

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
株式会社東洋家具センター	枚方市長尾家具町3-2-1	社員
以下余白		

西川 知己

令和元年所得等報告書

2 前年中の収入（金額が30,000円未満のものを除く。）

(訂正前)

収入の区分	出所	金額
その他	該当なし	

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
その他	株式 売却 みずほフィナンシャルグループ [5,000 株]	1,088,000 円
	以下余白	

大西 耕治

令和元年所得等報告書

1 前年分の所得

(訂正前)

区分		所得金額	基因となった事実
分離課税	上場株式等の利子・配当所得		

(訂正後)

区分		所得金額	基因となった事実
分離課税	上場株式等の利子・配当所得	32,844 円	

2 前年中の収入(金額が30,000円未満のものを除く。)

(訂正前)

収入の区分	出所	金額
配当金	該当なし	

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
配当金	関西電力株式会社(株式配当)	32,844 円
	以下余白	

石本 京子

平成29年～令和元年所得等報告書

1 前年分の所得

(訂正前)

区分		所得金額	基因となった事実
総合課税	雑所得		

(訂正後)

区分		所得金額	基因となった事実
総合課税	雑所得	137,206 円	

裏山 正利

令和元年関連会社等報告書

1 報酬のあるもの

(訂正前)

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
堺市		国民健康保険運営協議会委員
堺市		堺市内バス運行連絡協議会委員

(訂正後)

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
堺市	堺市堺区南瓦町3番1号	国民健康保険運営協議会委員
堺市	堺市堺区南瓦町3番1号	堺市内バス運行連絡協議会委員

吉川 守

令和元年関連会社等報告書

1 報酬のあるもの

(訂正前)

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
以下余白		

(訂正後)

会社その他の法人の名称	住所	役員、顧問その他の職名
(株) ARK	堺市西区浜寺船尾町東3丁451-1-201	役員
以下余白		

第8 記入誤りがあった者の氏名とその内容（報告順）

青谷 幸浩

平成28年～平成30年資産等報告書

8 本人が日常生活の用に供している自動車、船舶、航空機及び美術工芸品
(取得価額が1,000,000円を超えるものに限る。)

(訂正前)

項目	種類	数量
自動車	普通自動車	1
以下余白		

(訂正後)

項目	種類	数量
自動車	軽自動車	1
以下余白		

池田 克史

平成25年～令和元年資産等報告書

7 有価証券 (4) 株券

(訂正前)

銘柄	株数
株式会社フジテレビジョン	2株
以下余白	

(訂正後)

銘柄	株数
株式会社フジ・メディア・ホールディングス	2株
以下余白	

平成28年～令和元年所得等報告書

1 前年分の所得

(訂正前)

区分	所得金額	基因となった事実
総合課税	配当所得 7,600円	

(訂正後)

令和元年所得等報告書

区分	所得金額	基因となった事実
総合課税	配当所得 <u>8,800円</u>	

平成28～平成30年所得等報告書

区分	所得金額	基因となった事実
総合課税	配当所得 <u>8,000円</u>	

池側 昌男

令和元年資産等報告書

1 土地

(訂正前)

所在	種別	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
堺市西区草部 872 番地	宅地	680.99 m ²	5,598,661円	相続
堺市西区草部 873 番地	宅地	872.72 m ²	7,174,898円	相続
堺市西区草部 874 番地 1	山林	208.00 m ²	389,771円	相続
堺市西区草部 929 番地	畠	707.00 m ²	2,053,599円	相続

(訂正後)

所在	種別	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
堺市西区草部 872 番地	介在山林	<u>680.00 m²</u>	<u>1,195,236円</u>	相続
堺市西区草部 873 番地	宅地	872.72 m ²	10,924,199円	相続
堺市西区草部 874 番地 1	介在山林	208.00 m ²	389,771円	相続
堺市西区草部 929 番地	市街化畠	707.00 m ²	2,053,599円	相続

井関 貴史

令和元年資産等報告書

7 有価証券 (5) その他 (別紙3)

(訂正前)

銘柄	額面金額の総額
外国債券 P2463 トヨタネザーランズ 2019/11/18満期 1.47% 【額面 12,000米ドル】	3,270,258円

(訂正後)

銘柄	額面金額の総額
外国債券 P2463 トヨタネザーランズ 2019/11/18満期 1.47%【額面 30,000米ドル】	3,270,258円

令和元年資産取引報告書

前年の資産の取引（取引価額が300,000円以上のものに限る。）別紙

(訂正前)

区分	取引の明細	期日	取引価額
その他の有価証券	外国籍上場投資信託【ETF】 買付 i シェアーズ S&P500 ETF (IVV NYSE)【59株】	30年10月29日	ア
	外国債券 買付 P2463 トヨタネザーランズ 2019/11/18満期 1.47%【額面 12,000米ドル】	30年12月25日	エ

(訂正後)

区分	取引の明細	期日	取引価額
その他の有価証券	外国籍上場投資信託【ETF】 買付 i シェアーズ S&P500 ETF (IVV NYSE)【19株】	30年10月29日	ア
	外国債券 買付 P2463 トヨタネザーランズ 2019/11/18満期 1.47%【額面 30,000米ドル】	30年12月25日	エ

上村 太一

令和元年資産等報告書

7 有価証券 (4) 株券

(訂正前)

銘柄	株数
ソフトバンク	100株

(訂正後)

銘柄	株数
ソフトバンク	1,000株
以下余白	

令和元年資産取引報告書

前年の資産の取引（取引価額が300,000円以上のものに限る。）

(訂正前)

区分	取引の明細	期日	取引価額
株券	ソフトバンク 100株購入	30年12月19日	イ

(訂正後)

区分	取引の明細	期日	取引価額
株券	ソフトバンク 1,000株購入	30年12月19日	イ
	以下余白		

石本 京子

令和元年所得等報告書

2 前年中の収入（金額が30,000円未満のものを除く。）

(訂正前)

収入の区分	出所	金額
その他	老齢基礎年金（平成30年）	1,107,651円
	以下余白	

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
その他	国民年金（老齢基礎年金）（平成30年）	724,099円
	公立学校共済組合（退職共済年金）	383,552円
	以下余白	

平成30年所得等報告書

2 前年中の収入（金額が30,000円未満のものを除く。）

(訂正前)

収入の区分	出所	金額
その他	老齢基礎年金（平成24年～29年分）	3,563,621円
	以下余白	

(訂正後)

収入の区分	出所	金額
その他	国民年金（老齢基礎年金）（平成24年～29年分）	3,925,670円
	公立学校共済組合（退職共済年金）	159,812円
	以下余白	

芝田 一

平成25年～平成30年資産等報告書

3 建物

(訂正前)

所在	種別	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市北区東浅香山町 4-1-15 2-107	電気室	282.47m ²	22,006,095円	持分 1403/1000000

(訂正後)

平成29～平成30年資産等報告書

所在	種別	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市北区東浅香山町 4-1-15 2-107	電気室	307.29m ²	23,562,779円	持分 1403/1000000

平成 26 ~ 平成 28 年資産等報告書

所在	種別	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
堺市北区東浅香山町 4-1-15 2-107	電気室	307.29 m ²	23,780,426 円	持分 1403/1000000

平成 25 年資産等報告書

所在	種別	床面積	固定資産税の課税標準額	摘要
堺市北区東浅香山町 4-1-15 2-107	電気室	307.29 m ²	26,098,462 円	持分 1403/1000000

西川 良平

令和元年資産等報告書

7 有価証券 (4) 株券
(訂正前)

銘柄	株数
株式会社ヒップランドミュージックコーポレーション	8 株
宇部興産株式会社	1,000 株

(訂正後)

銘柄	株数
株式会社ヒップランドミュージックコーポレーション	80 株
宇部興産株式会社	100 株
株式会社鴨川グランドホテル	1,000 株

平成 30 年資産等報告書

1 土地

(訂正前)

所在	種別	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
堺市中区平井 6 番地	宅地	366.30 m ²	8,871,017 円	賃貸有
堺市中区平井 2 番地 3	宅地	442.00 m ²	4,217,431 円	賃貸有

(訂正後)

所在	種別	面積	固定資産税の課税標準額	摘要
堺市中区平井 6 番	宅地	366.30 m ²	8,871,017 円	賃貸有
堺市中区平井 2 番 3	宅地	442.00 m ²	4,217,431 円	賃貸有

7 有価証券 (4) 株券

(訂正前)

銘柄	株数
株式会社ヒップランドミュージックコーポレーション	8 株

(訂正後)

銘柄	株数
株式会社ヒップランドミュージックコーポレーション	80 株
宇部興産株式会社	100 株
株式会社鴨川グランドホテル	1,000 株

平成 25 年～平成 30 年資産等報告書

3 建物

(訂正前) 平成 27 ～平成 30 年

所在	種別	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市中区平井 987 番地	物置	17.40 m ²	222,755 円	土地は使用貸借

(訂正後)

所在	種別	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市中区平井 986 番地 2	物置	17.40 m ²	222,755 円	土地は使用貸借

(訂正前) 平成 25 年、平成 26 年

所在	種別	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市中区平井 987 番地	物置	17.40 m ²	267,486 円	土地は使用貸借

(訂正後)

所在	種別	床面積	固定資産税の 課税標準額	摘要
堺市中区平井 986 番地 2	物置	17.40 m ²	267,486 円	土地は使用貸借

平成 30 年資産取引報告書

前年の資産の取引（取引価額が 300,000 円以上のものに限る。）

(訂正前)

区分	取引の明細	期日	取引価額
株券	該当なし		

(訂正後)

区分	取引の明細	期日	取引価額
株券	株式会社鴨川グランドホテル 1,000 株購入	平成 29 年 7 月 12 日	ア

第9 付属意見等

1 資産等報告書等への記入について

資産等報告書等について、審査の中で多くの報告もれ及び記載誤りが判明したほか、過去の報告書の訂正も見受けられた。

また、記載項目のうち、その多くが「該当なし」となっている報告書が存在している状況である。

資産等報告書等は広く閲覧に供するものであること、また、資産等報告書等の作成・公開は、市民への高潔性の実証のために課せられた責務である。このことをふまえ、報告者においては条例の趣旨・目的を深く認識するとともに、正確かつ丁寧に作成するよう求める。

2 その他

堀川委員から、以下のとおり意見があった。

資産等報告書の土地及び建物が「該当なし」となっている報告者について、審査の補足資料とするため、事務局において住居の状況を事前に確認するよう要望する。

倫理調査会委員

会長 植松 順子 (市民選出委員)
副会長 西川 良平 (議会選出委員)
委員 浦野 恵子 (市民選出委員)
〃 江口 節子 (市民選出委員)
〃 中野 隆司 (市民選出委員)
〃 吉崎 孝 (市民選出委員)
〃 堀川 正年 (市民選出委員)
〃 村木 勝司 (市民選出委員)
〃 渕上 猛志 (議会選出委員)
〃 伊豆丸 精二 (議会選出委員)
〃 石谷 泰子 (議会選出委員)
〃 水ノ上 成彰 (議会選出委員)
〃 芝田 一 (議会選出委員)

意見書提出日

令和2年3月24日